

B型・C型肝炎ウイルスによる慢性肝疾患の医療費 及び肝炎ウイルスの定期検査費用の助成について、 「寡婦(夫)控除のみなし適用」が実施されます。

平成30年9月から、「肝炎治療特別促進事業」及び「ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業」における自己負担(限度)額の決定に当たり、
「寡婦(夫)控除のみなし適用」が実施されます。

以下の要件をどちらも満たす方が世帯の中にいる場合には、みなし適用の対象となる可能性があります。

- 法律上の婚姻をすることなく、父または母となった方
- 現時点(申請時及び前年末)において、婚姻をしていない方

※そのほか、税法上の寡婦控除と同様の要件に該当する必要があります。

要件を満たす方について、寡婦控除が適用されたものとみなして算出した市町村民税(その結果、非課税となる場合を含む)を基礎として、医療費の自己負担(限度)額を算定するため、自己負担の少ない区分に決定されることがあります。

※あくまでみなし適用のため、^{*1}**市町村民税自体が減額されるものではありません。**
 ※**適用には申請が必要**となりますので、下記までお問い合わせください。
 ※要件に該当するかを確認するため、**戸籍全部事項証明書等の書類を、自己負担(限度)額の算定に必要な書類として提出していただく場合があります。**
 ※現在、税法上の寡婦(夫)控除の適用を受けている方、生活保護受給者の方、市町村民税世帯非課税者の方は、寡婦(夫)控除のみなし適用を実施しても、自己負担(限度)額が減額されません。
 ※その他、所得の状況等によっては、**自己負担(限度)額が減額されない場合があります。**

<参考：自己負担(限度)額一覧表> **太枠の方は自己負担が減額となる可能性があります。**

【肝炎医療費助成】

世帯の市町村民税所得割額の課税年額	1月当たりの自己負担限度額
235,000円未満	10,000円
235,000円以上	20,000円

【肝炎ウイルス定期検査費用助成】

世帯の市町村民税所得割額の課税年額	1回当たりの自己負担額	
非課税世帯	自己負担なし	
235,000円未満	慢性肝炎	2,000円
	肝がん 肝硬変	3,000円
235,000円以上	対象外	

内容についてのお問い合わせは、大分県福祉保健部健康づくり支援課

肝炎医療費助成：097-506-2665 / 定期検査費用助成：097-506-2752 まで。

《「みなし適用」に該当する方へ》

寡婦(夫)控除のみなし適用に該当する場合は、次に記載している提出書類を下記の提出先へご提出ください。

(1) 「みなし適用」の書類を初めて提出する方

これまでに、「みなし適用」の書類を提出したことがない方は、次の書類を提出してください。

【提出書類】

- ① 誓約書
- ② 戸籍謄本又はこれに類する公的機関が発行した証明書

(2) 「みなし適用」の書類を提出したことがある方

これまでに、「みなし適用」の書類を提出したことがある方は、次の書類を提出してください(*)。

【提出書類】

- ① 誓約書
- (*)ただし、必要がある場合は、戸籍謄本等の書類の提出を求める場合があります。

《注意:「みなし適用」の書類を提出する方へ》

肝炎受給者証交付申請及び肝炎ウイルス検査定期検査費用の助成申請は、申請後に審査し、認定となった場合にのみ助成されます。

「みなし適用」に該当する場合でも、それぞれの申請が却下となった場合は、戸籍謄本等及び取得に要した経費は返還できませんのでご注意ください。

《書類の提出先》

- (1) 肝炎治療費助成
住所地の管轄保健所
- (2) 肝炎ウイルス定期検査費用
大分市以外の方・・・住所地の管轄保健所
大分市・・・大分県健康づくり支援課